

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月16日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課

会計管理官 小嶋 雅仁

1 業務概要

- (1) 業務の名称 津波対策施設設計に係る調査検討 (漂流物・避難対策等)
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成31年3月15日
- (4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
また、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第79条の規定に基づいて作成された予定価格 (以下「予定価格」という。) が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。
- (5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子調達システムにより行う業務である。ただし、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
- (6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争 (指名競争) 参加資格 (以下「防衛省競争参加資格」という。) のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」に係る「B」以上の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。) 。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 ((2) の再度級別の格付を受けた者を

除く。)でないこと。

- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成20年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
- ・同種業務：元請けとして、国、独立行政法人又地方公共団体が発注した津波対策に係る検討業務又は津波対策実施設計業務
 - ・類似業務：元請けとして、国、独立行政法人又地方公共団体が発注した津波シミュレーション(津波高さ算出、浸水予測)又は津波被害想定に係る基本検討業務

なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部(以下「旧防衛施設局等」という。))を含む。)の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除くこと。

- (7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (8) 防衛省大臣官房会計課が発注した業務のうち、平成28年度及び平成29年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(イ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 管理技術者の資格は次のいずれかに該当するもの。

- ・技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者

- ・技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門）に4年以上従事している者
 - ・RCCM（港湾及び空港）の資格を有し「登録証書」交付を受けているもの
 - ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者
- (イ) 平成20年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する者。

- ・同種業務：(6)に示す同種業務
- ・類似業務：(6)に示す類似業務

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

- (ウ) 平成30年5月16日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。

なお、平成30年5月16日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

- (I) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定照査技術者

配置予定照査技術者については、次の(ア)から(ウ)に示す条件をすべて満たす者である。

- (ア) 照査技術者の資格は次のいずれかに該当するもの。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門）に4年以上従事している者
- ・RCCM（港湾及び空港）の資格を有し「登録証書」交付を受けているもの
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者

- (イ) 平成20年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する者。

- ・同種業務：(6)に示す同種業務
- ・類似業務：(6)に示す類似業務

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の実績及び能力
- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ウ 配置予定照査技術者の経験
- エ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- オ 評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下の通りである。

価格評価点の満点は20点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 20\text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。予定管理技術者についてはヒアリングを行う。

- (ア) 企業の実績及び能力
- (イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (ウ) 配置予定照査技術者の経験
- (エ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- (オ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからオをもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒162 - 8801 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-3268-3111 (内線20814)

FAX 03-5229-2138

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成30年5月16日から同年6月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所 防衛省大臣官房会計課
東京都新宿区市谷本村町 5 - 1（庁舎 A 棟10階）

ウ 交付方法 紙媒体で手交する。

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成30年6月7日 午後6時15分

イ 提出方法

(ア) 電子調達システムによる場合

- ・電子調達システムに定める手続きに従い提出すること。ただし、提出は2つのファイルとし、うち1つについては、申請者が類推できないよう、申請者名等を塗りつぶす等の措置をすること。

(イ) 紙入札方式による場合

- ・提出場所 上記(1)に同じ。
- ・提出方法 持参又は郵送等による。ただし、提出は2部とし、うち1部については、申請者が類推できないよう、申請者名等を塗りつぶす等の措置をすること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 平成30年6月25日 正午

イ 提出方法 電子調達システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年6月27日 午前10時30分

イ 場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 免除。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出すること

ができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(12) 詳細は入札説明書による。

工事件名： _____

図面データの取扱いに関する同意事項

- 1 入札手続きに関係する者が積算を目的に使用すること。
- 2 印刷・複写会社及び下請け会社等への貸与を除き、関係者以外に対し貸与、譲渡及び売買をしないこと。
- 3 電子メールによる送受信はしないこと。
- 4 ファイル共有ソフトがインストールされているパソコンでは取扱わないこと。
- 5 ウイルスに感染しているパソコンでは取り扱わないこと。
- 6 関係者以外に流出した場合には、不正又は不誠実な行為があったものとして処置されても異議を申し立てないこと。

図面データの交付に当たり、上記事項について厳守することを同意します。

平成 年 月 日

会 社 名：

印